

5吹総人第93号
令和5年4月26日
(2023年)

吹田市職員労働組合
執行委員長 丹羽野 和夫 様
吹田市水道労働組合
執行委員長 北野 雅一 様
吹田市関連職員労働組合
執行委員長 川見 真弓 様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市水道事業管理者 前田 聡

新型コロナウイルス感染症に関する特別休暇等の取扱いについて(提案)

標記の件について、令和5年(2023年)5月8日の新型コロナウイルス感染症(以下、コロナという。)の感染症法上の位置付けの変更に伴い、感染防止の取組として実施している特別休暇、時差勤務制度及び在宅勤務制度の見直しを行うため、下記のとおり提案します。

記

1 コロナの感染拡大防止に関する特別休暇について

コロナに係る特別休暇制度は廃止する。

ただし、経過措置として、令和5年5月7日以前から当該特別休暇を取得している場合は、必要と認められる期間に限り、5月8日以降も引き続き取得できるものとする。

2 時差勤務制度について

コロナ時差勤務は廃止することとし、業務都合による時差勤務のパターンを増やす(②~④)とともに利用要件を緩和することで、現行と同様に①~⑥の全パターンを割り振ることができるように改める。

対象者については、常時勤務の職員(会計年度任用職員は除く。)とする。ただし、時差勤務をすることで公務の遂行に支障が生じると判断する場合については、時差勤務の利用ができない場合もある。

時差勤務による勤務パターン

- ①8:00～16:30(休憩 12:00～12:45) ※コロナ、業務都合
 - ②8:30～17:00(休憩 12:00～12:45) ※コロナ
 - ③9:30～18:00(休憩 12:00～12:45) ※コロナ
 - ④10:00～18:30(休憩 12:00～12:45) ※コロナ
 - ⑤11:00～19:30(休憩 12:00～12:45) ※業務都合
 - ⑥12:45～21:15(休憩 17:30～18:15) ※業務都合
- ※は、整理前の時差勤務の根拠

3 在宅勤務制度について

緊急措置として実施してきた制度を廃止し、通常時の制度として、下記のとおり対象者、期間等を定める。

(1)ア～エの職員については、1週につき2日まで在宅勤務可能とする。

- ア 妊娠している職員
- イ 小学校就学前の子を養育する職員
- ウ 配偶者又は2親等内の親族を介護する職員
- エ 障がいにより通勤の負担軽減が必要と認められる職員

(2)ア～エ以外の職員については、3か月以内の期間で、1週につき2日まで在宅勤務可能とする。

(3)在宅勤務を行う場合は、事前に業務予定報告書を、終了後には実績報告書を所属長に提出し、業務実績や業務の進捗状況について報告を行う。

4 実施日

令和5年5月8日